

山梨県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書

山梨県（以下「甲」という。）、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び山梨県社会福祉法人経営者協議会（以下「丙」という。）は、山梨県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「要領」という。）第2条に基づき、大規模災害発生時等に支援を行う山梨県災害派遣福祉チーム（以下「山梨DWA T」）という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時等において甲、乙及び丙が相互に協力し、山梨DWA Tを一般避難所その他災害等の発生時に特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「一般避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障害者、乳幼児その他災害時等に特別な配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）に対して、福祉支援を行い、要配慮者の福祉の向上及び二次被害の防止を図ることを目的とする。

（活動内容）

第2条 山梨DWA Tの活動は、次のとおりとする。

- （1）スクリーニング等による要配慮者の把握及び福祉的ニーズの把握
- （2）要配慮者の状態の評価（アセスメント）及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等
- （3）一般避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備
- （4）前各号に定めるもののほか必要な福祉支援

（チーム員の登録）

第3条 丙は、自らの団体に加入する施設、事業所等の職員又は個人加入者（以下「協力団体等」という。）のうち、山梨DWA Tへの協力が可能な者について、乙に届け出る。
2 乙は丙から届出があった者のうち山梨DWA T登録時研修を修了した者を山梨DWA Tのチーム員として登録する。

（派遣要請）

第4条 甲は、要領第6条に定める派遣基準に基づき、乙に対し、山梨DWA Tの派遣を要請する。
2 乙は、前項の要請を受け、丙に対し、山梨DWA Tの構成員の派遣を要請する。
3 丙は、前項の要請を受けた場合は、協力団体等と調整を行い、乙に対して速やかに派遣の可否を報告し、派遣が可能なときは、山梨DWA Tの構成員を派遣する。
4 乙は、前項の報告に基づき、山梨DWA Tのチーム編成を行い、一般避難所等に派遣する。
5 乙は、前項の山梨DWA Tのチーム編成と同時に、甲及び丙に派遣計画を通知する。

（待機要請）

第5条 乙は、要領第6条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、丙に対し、山梨DWA Tの構成員に派遣待機を要請する。
2 乙は、派遣の可能性がないと判断したときは、前項の派遣待機をしている丙に対し、待機の解除を通知する。

（費用負担）

第6条 第4条に基づき甲から要請された山梨DWA Tの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。
2 前項以外の山梨DWA Tの派遣に関する費用については、甲と派遣先自治体が協議の上決定する。

（情報の交換、研修及び訓練）

第7条 甲、乙及び丙は、災害時等において山梨DWA Tが円滑に活動できるように平時から情報の交換を行う。
2 甲及び乙は、相互に協力し、チーム員の登録研修及び訓練等を定期的実施する。

（秘密保持）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定内容の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定内容の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から締結の日に属する年度3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、丙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和4年12月14日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長崎 幸太郎



乙 山梨県甲府市北新一丁目2番12号
社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
会長 高野 孫左エ門



丙 山梨県甲府市北新一丁目2番12号
山梨県社会福祉法人経営者協議会
会長 坂本 幸一

